

保発0129第2号
令和2年1月29日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令等
の公布等について（通知）

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第16号）及び前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第17号）が本日公布されるとともに、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和二年度及び令和三年度における財政安定化基金拠出率（令和2年厚生労働省告示第20号）が告示されたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、貴管内の市町村（特別区を含む。）及び後期高齢者医療広域連合に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令関係

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部を以下のとおり改正する。（令和2年4月1日施行）

1 保険料の賦課限度額の引上げ

医療給付費の増加が今後見込まれる中、被保険者の納付意識への影響、中間所得層の負担のバランス等を考慮し、後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を現行の62万円から64万円に引き上げること。

2 保険料軽減基準の見直し

被保険者均等割額を軽減する所得判定基準のうち5割軽減及び2割軽減に係る基準について、消費者物価の伸びの見通し等を考慮し、軽減措置の対象である世帯が、生活水準が変わらなければ引き続き当該軽減措置の対象となるように、

- ・ 5割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5千円
- ・ 2割軽減に係る基準について、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円

に引き上げること。

第2 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令関係

法第100条第3項の規定に基づき、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号。以下「算定政令」という。）の一部を改正し、令和2年度及び令和3年度における後期高齢者負担率を100分の11.41とすること。（令和2年4月1日施行）

第3 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十九条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める令和二年度及び令和三年度における財政安定化基金拠出率関係

算定政令第19条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める令和2年度及び令和3年度における財政安定化基金拠出率を10万分の38とすること。

（令和2年4月1日適用）